

まちづくり推進課の「平成30年度の運営方針と目標」

まちづくり推進課長 氏家 康孝

1 課の使命と役割

■課の使命・目標（箇条書き）

- ①行政区・町民活動団体、事業者及び行政等の地域の活動実施主体が対等の関係でそれぞれの特性を活かしながら連携・協力し、共助の考えのもと協働のまちづくりを推進します。
- ②地域防災計画に基づき、災害発生時に迅速な対応ができる体制を構築するとともに、避難行動要支援者計画、各種マニュアル等を策定し、関係機関との協議を進めます。
- ③「遺魂し運動」の理念に基づき、ごみの減量化や資源の再利用等、ものを大切にする取り組みを進めます。
- ④東京電力福島第1原子力発電所事故による汚染土壌等を国の輸送計画に基づき計画的に中間貯蔵施設へ搬出します。

■課の役割

まちづくり推進課は、生活安全係、環境衛生係、協働推進係、で構成され、①協働体制の確立及び協働事業の創造、②行政区・町民活動団体等支援、③統計業務、④消防・交通・防犯業務、⑤消費者行政、⑥環境衛生業務、⑦墓園管理業務、⑧汚染土壌輸送業務などを行う役割を担っています。

2 課の構成(平成30年4月1日現在)

■職員数	12名
・課長	1名
・生活安全係	3名
・環境衛生係	4名
・協働推進係	4名

3 平成30年度の課の運営方針

まちづくり推進課は、「第6次矢吹町まちづくり総合計画」の実現に向け、まちづくりの理念である「自助・共助・公助の考え方」のうち共助における協働範囲の拡充、「協働のまちづくり」を推進するとともに、町民の生命と財産を守るための消防及び防災活動、生活環境の維持向上を図るための公害対策や墓園管理、「遺魂し運動」の推進によるごみの減量化や資源のリサイクル化の更なる施策の展開を図ります。

また、福島第1原子力発電所事故による汚染土壌等を国の輸送計画に基づき計画的に中間貯蔵施設へ搬出します。

平成30年度は、特に次の施策に重点を置き、取り組みを進めます。

1. 協働のまちづくりを具体化するための体系化とその取り組みについて検討します。

行政を含め各分野において活動等を行っている団体、事業所等を調査し、共助分野での協働範囲の拡充について検討します。

また、具体化できる施策の展開にあたっては、財政的視点、運用方法等を十分に検討し、実施可能団体等にその内容を説明し、試行します。

2. 防災体制の拡充強化を進めます。

地域防災計画に基づき災害に迅速に対応し得る体制を構築するとともに、町民等へ防災意識の向上を図り、備蓄資材等の充実に努めます。

また、災害時における避難行動要支援者への対応等について関係機関との協議を進めます。

3. 「遺魂し運動」を推進します。

ごみの減量化に向け数値目標を設定したごみ減量化推進計画に基づき、資源回収奨励金や資源物回収ステーション事業、資源回収ミニコンテナ導入事業等を活用した更なる資源化への取り組みを強化します。

また、町民のごみに関する意識改革を目指し、本町のごみの現状、ごみ処理費用等に関する情報等を広報し、ごみ減量化及び資源化への啓発活動を行います。

1	三鷹市姉妹・友好市町村交流事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>姉妹都市である「三鷹市」、日本三大開拓地である「青森県十和田市」「宮崎県川南町」との交流発展を目指し、やぶきフロンティア祭り等において本町と三鷹市・十和田市・川南町のPRを行います。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>7月～8月 やぶきフロンティア祭りに関する関係市町との協議、調整 9月 やぶきフロンティア祭りでの姉妹・友好市町村物産ブースの開設及び市町のPR 9月 目黒区民祭りでの日本三大開拓地のPR</p>	<p>11月 姉妹・友好市町に関する広報掲載 随時 姉妹・友好市町の紹介のためのホームページ等の更新</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>姉妹・友好交流市町の情報提供を行います。</p>		

2	「遺魂し運動」推進事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>人、もの、自然を大切に「遺魂(いだま)し運動」を展開し、廃棄物の排出抑制についての理念が町内に浸透することを目指します。 住民、町内企業と連携し、全町クリーン作戦やごみのポイ捨て防止運動を実施し、「ごみゼロのまち」を築きます。 家庭用生ごみ処理機購入補助及び資源物回収団体奨励金交付を充実するとともに、新たな制度創出によりごみ減量化、リサイクルの推進を図ります。 家庭系ごみの排出抑制に効果的な取組みについて調査・研究します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>随時 ①家庭用生ごみ処理機購入補助及び資源物回収団体奨励金交付のPR ②資源物回収ステーション事業及び資源物回収コンテナ貸出事業の推進 ③ごみ回収ボックス貸出事業の推進 ④ごみ減量化に関する情報収集 ⑤ごみポイ捨て禁止看板の設置 毎月：不法投棄防止パトロールの実施</p>	<p>随時 ①家庭用生ごみ処理機購入補助及び資源物回収団体奨励金交付のPR ②資源物回収ステーション事業及び資源物回収コンテナ貸出事業の推進 ③ごみ減量化情報の住民周知 ④ごみポイ捨て禁止看板の設置 毎月：不法投棄防止パトロールの実施</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>①矢吹町ごみ減量化推進計画に基づき、目標年度(32年度)までに、家庭系ごみ回収量の10%(484t)削減に向けて取り組みます。 ②家庭用生ごみ処理機購入補助を実施します。(3件以上) ③資源物回収団体奨励金交付について、既存の登録団体、資源物回収ステーション事業及び資源物回収コンテナ貸出事業実施行政区と連携し、資源物回収量の対前年比50%増加を目指します。(H29対象回収量：98t→目標回収量150t) ④資源物回収コンテナ貸出事業を推進し、資源物の積極的な地域回収を行います。(H30新規：6行政区) ⑤不法投棄防止パトロールを実施します。 ⑥家庭系ごみの排出抑制に効果的な取組みについて調査・研究し、住民へ発信します。</p>		

3	自然環境保全事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>世界的に気候変動や食料不足による飢餓の増加等、環境を起因とした問題が悪化の一途をたどっています。そんな中、地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた「パリ協定」に日本が批准したことで、限りある自然を守ろうとする住民感情が、更なる高まりを見せつつあります。</p> <p>今後、世代間格差を無くし、次世代に自然の恩恵を残すため、町民一人ひとりが自然環境保全について意識し、更なる機運の醸成を図る必要があります。</p> <p>そのため、例年の太陽光発電システム設置補助の他に、児童へ環境問題を認識させる取り組みや役場庁舎を含む公共施設や職員自身が地球温暖化対策に率先し取り組むための計画を策定します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全、地球温暖化防止PR ・住宅用太陽光発電システム導入促進事業利用促進、交付受付 <p>4月～9月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定に向け、本部会及び委員会の開催 <p>7月～8月(夏休み期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブの児童を対象にした、環境保全活動「ごみ減量化学習」事業実施 	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全、地球温暖化防止PR ・住宅用太陽光発電システム導入促進事業利用促進、交付受付 <p>10月～11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定に向け、計画素案の作成 <p>12月～1月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定、公表 	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム導入促進事業の補助金交付を行います。 20件 2,400,000円(1件当たり上限4kWh×30,000円) (過去の実績) <ul style="list-style-type: none"> ・H27年度:31件 4,570千円 ・H28年度:29件 3,315千円 ・H29年度:18件 2,140千円 ・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定を行い、年度内に公表します。 ・環境保全活動「ごみ減量化学習」を実施します。 <p>実施概要:家庭で出る空き缶や新聞紙等の資源ごみを再利用できるものは再利用し、ごみ減量化の取り組みを学習します。</p> <p>実施内容:ごみ減量化学習、牛乳パック万華鏡作成</p>		

4	動物愛護活動事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>動物に優しいまちづくりを目指すために、福島県動物愛護センターと連携し、情報メール配信サービスを活用しながら、里親探し等の保護活動を推進します。</p> <p>飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術費に対し助成金を交付し、動物愛護の精神を育成します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>5月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報による動物愛護特集記事掲載 <p>5月末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防集注射の実施 <p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬猫情報メール配信サービスの活用による迷い犬や迷い猫等の情報配信 ・ホームページにて保護収容動物の情報発信、また動物愛護センター収容動物・譲渡動物検索ページへのリンクによる里親探しの推進 ・不妊去勢手術費助成金の交付 	<p>9月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報による動物愛護特集記事掲載 <p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬猫情報メール配信サービスの活用による迷い犬や迷い猫等の情報配信 ・ホームページにて保護収容動物の情報発信、また動物愛護センター収容動物・譲渡動物検索ページへのリンクによる里親探しの推進 ・不妊去勢手術費助成金の交付 	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>動物愛護センターと連携し、里親探し等保護活動を推進します。 飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術費に対し助成金を交付します。</p> <p>【H30年度目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬猫情報メール配信サービスの向上(登録者数2割増を目指します。) 不妊去勢手術費助成金交付 90頭 狂犬病予防注射接種率の向上(接種率70%以上を目指します。) <p>【H29年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬猫情報メール配信サービス登録者件数 33件 不妊去勢手術費助成金交付 犬10頭、猫47頭 計57頭 		

5	交通・防犯団体「新矢吹方式」運営事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	交通安全活動団体及び防犯活動団体それぞれの活動枠を越えて協力連携を図り、一体となった幅広い活動展開により「安全・安心のまちづくり」の推進に取り組みます。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> 各交通安全運動期間に伴う交通安全テント村(4月:春の全国交通安全運動、7月:夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動) 毎月第3金曜日 合同防犯パトロール 通年 交通教育専門員活動(交通教室、危険交差点への立哨、町主催行事の交通教室、シートベルト着用調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 各交通安全運動期間に伴う交通安全テント村(9月:秋の全国交通安全運動、12月~1月:年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動) 毎月第3金曜日 合同防犯パトロール 通年 交通教育専門員活動(交通教室、危険交差点への立哨、町主催行事の交通教室、シートベルト着用調査) 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度における交通死亡事故件数ゼロを目指します。 平成29年度の交通事故発生件数55件・犯罪発生件数108件から、それぞれ前年比5%(交通事故3件、犯罪6件)の減少を目指します。 		

6	消防団活動運営事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	大規模な災害を想定した場合、常備消防が対応できることには限度があり、補う組織として矢吹町消防団が、火災防御訓練等を通して実際の災害出動に備えます。また、消防団の技術向上のため、消防団の資機材の充実を図ります。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	4/1 消防団辞令交付式 4/22 消防協会白河支部連合検閲 6/2 福島県消防大会 6/17 消防操法講習会 7/1 町消防操法競技会 7/8 消防協会白河支部幹部大会 7/29 消防操法白河支部大会 9/2 福島県総合防災訓練 9/17 県南地方総合防災訓練	10/21 秋季連合検閲 10/21 秋季火災防御訓練 1/6 消防団出初式 3/3 春季火災防御訓練	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員の技能向上を図り、また、啓発活動を行い火災・災害での死者ゼロを目指します。6/17から実施される消防操法訓練を通じて操法技術の底上げを図ります。また、消防操法訓練に併せて、入団3年未満の団員の規律訓練等を実施し、消防力の基礎力向上を図ります。 消防団装備資機材の充実を図ります。 消防団活動に際して団員の安全確保を図ります。 今年度より導入した機能別消防団員制度について運用方法を検証し、消防団全体のより効果的な運用方法等を協議しながら消防力向上に努めます。 		

7	消防施設整備事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>消防施設の整備を図り、火災その他自然災害等発生時に迅速に対応できる体制を構築し、安全安心なまちづくりを推進します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>4月 三鷹市ポンプ車譲渡式 5月 消防積載車購入準備 6月 消火栓新設位置の検討</p>	<p>10月 消防積載車納車及び配備 10月 消火栓新設工事 10月 消火栓適正配置計画作成 11月 消防ホースポール設置 12月 消防署用地造成</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・年間事業としては、消防ポンプ置場、消防水利（水利看板含む）の維持管理を実施します。 ・消防水利不足地域の解消として、平成30年度は八幡町地内で消火栓新設を実施します。また、消火栓適正配置計画作成します。 ・消防積載車2台の購入・配備を実施します。 ・三鷹市よりポンプ車1台譲渡を受け配備します。 		

8	災害対応推進事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>災害に対する円滑な活動を行うため、災害発生時に迅速に対応できるようマニュアルを作成し災害時に備える体制を構築します。 また、活動資機材の備蓄、整備を行い、新規の災害協定の締結を目指します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者個別計画協議 ・業務継続計画の協議・検討 ・防災マニュアルの作成 <p>5月 NTT災害協定の協議 5月 備蓄資機材計画の作成 7月 H30備蓄資機材の発注 7月 NTT災害協定締結工事 8月 業務継続計画の(案)作成</p>	<p>11月 避難行動要支援者個別計画の同意書取得 11月 防災マニュアルの完成 1月 業務継続計画の完成</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄資機材の整備を実施します。 ・新たな災害協定の締結をします。(NTT災害時用公衆電話) ・避難行動要支援者個別計画・防災マニュアルを作成します。 ・災害時に資源(人、物、情報等)が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画を作成します。 		

9	防災行政無線管理運営事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>町の緊急情報を防災無線から配信し武力攻撃等の有事に備える他、自然災害、犯罪抑止の啓蒙広報活動等を適時運用します。</p> <p>また、防災無線の難聴対策として戸別受信機（防災ラジオ）の普及推進、及び防災メール配信サービスを普及推進します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・280MHz防災無線運用基準による稼働状況の調査 5月 Jアラート全国一斉情報伝達訓練（1回目） 8月 Jアラート受信機器の更新 8月 Jアラート全国一斉情報伝達訓練（2回目） ・随時 防災ラジオの広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・280MHz防災無線運用基準の見直し 11月 Jアラート全国一斉情報伝達訓練（3回目） 2月 Jアラート全国一斉情報伝達訓練（4回目） ・随時 防災ラジオの広報 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・280MHz防災無線運用基準による防災無線の稼働状況について調査・検討の上、改善を図ります。 ・防災無線の難聴対策として戸別受信機（防災ラジオ）の普及推進を図ります。 ・防災メール配信サービスの普及推進を図ります。 		

10	放射線対策事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>東京電力福島第1原子力発電所事故発生による放射性物質を「矢吹町除染実施計画」に基づき適正に管理し、安全で安心な生活環境の復元を実現させます。</p> <p>国の「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画」に基づき、仮置場等からの搬出事業を計画的に行います。</p> <p>仮置場の保守管理を引き続き実施します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>5月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堰の上仮置場からの本格輸送 <p>6月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田内地区仮置場からの本格輸送 <p>毎週</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場、一時保管場等における空間放射線量測定及び巡回（柿之内、田内、堰の上、矢吹テクノパーク） <p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間貯蔵施設への輸送に関する協議 ・除染作業等が完了した地域における継続モニタリング実施 	<p>10月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柿之内地区仮置場からの本格輸送 <p>毎週</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場、一時保管場等における空間放射線量測定及び巡回（柿之内、田内、堰の上、矢吹テクノパーク） <p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間貯蔵施設への輸送に関する協議 ・除染作業等が完了した地域における継続モニタリング実施 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>町内に保管している汚染土壌等を適切に管理し、国及び県と連携しながら、早期に中間貯蔵施設への搬出ができるよう調整します。</p> <p>また、全量の搬出が完了した仮置場等について、順次原状回復工事を実施します。</p> <p>H30年度搬出予定量 11,828 t</p>		

11	墓園施設整備管理事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>町民の墓地確保のための墓地区画貸付けや、維持管理及び整備を行い、公衆衛生その他公共の福祉向上に寄与することを目的とし、利用者の観点から適正な墓園管理を行います。 また、今後の墓地整備計画について検討を行います。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報やHPによる墓地空き区画の貸付け募集 ・ スケジュール管理により、適正な時期での墓園の維持管理を実施 ・ 今後の墓地整備計画の検討 	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報やHPによる墓地空き区画の貸付け募集 ・ スケジュール管理により、適正な時期での墓園の維持管理を実施 ・ 今後の墓地整備計画の検討 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>墓地の空き区画の46区画について、広報やHPによる募集PRを行い貸付け区画の増加を図ります。 今後の墓地整備計画について検討を行います。</p>		

12	デマンド交通推進事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>高齢者をはじめとする交通手段を持たない町民の利便性の向上と健康増進を図るため、「矢吹町公共交通ネットワーク検討協議会」にて、町に最適な公共交通施策を検討及び試行実施します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>5月 アンケート調査の実施 6月 アンケートのとりまとめ 7月 協議会会議の開催 8月 公共交通に関する計画の策定</p>	<p>10月～12月 試行運行 1月～2月 試行の検証 3月 協議会会議の開催</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>交通手段を持たない高齢者等の公共交通ニーズを把握し、公共交通に関する試行運行及び検証を行います。</p>		

13	ボランティアネットワーク事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>様々なボランティア活動のネットワークを構築し、人材登録、派遣管理、活動報告、情報提供等の活動を総合的に展開するボランティアセンターを平成20年度に設立しました。運営主体である社会福祉協議会との協議を重ね、ボランティア活動参加者の増加を図るため、ボランティア募集や活動の情報を積極的に周知し、あらゆるボランティアを一括管理するボランティアの「総合窓口」を目指した活動を行います。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>7月 ボランティアに関する広報周知 7月～9月 ボランティアフェスタ開催内容等の検討及び実施 随時 ボランティアに関する社会福祉協議会との定例打合せ</p>	<p>随時 ・ボランティアに関する社会福祉協議会との定例打合せ ・広報、ホームページ等によるボランティア活動等の周知</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動参加者が増加するよう取り組みます。(H29年度実績・・・延1,076名 H30年度目標・・・延1,160名) ・町民へのボランティア意識を浸透させるよう取り組みます。 ・ボランティア活動をもっと身近に感じてもらうため、ボランティアフェスタを開催します。 		

14	行政区活動支援事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>協働のまちづくり推進ビジョンに基づき、自分たちの地域に関心を持ち、その特色を活かした自主的な事業に要する経費に対して交付金を交付します。 交付対象団体を行政区又は行政区の連合体として、一事業あたり30万円を限度に年1回交付し、行政区の自主的な活動を支援します。 平成22年度からスタートし、これまでに49行政区で131事業が取り組まれました。行政区活動の活性化を促進し、更なる事業の推進を目指します。 また、年度当初から行政区活動が円滑に進められるよう行政区長及び行政区を支援します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>5月末 2次申請締切(1次申請は2月末締切) 6月 審査会 随時 行政区活動に関する情報提供(かわら版)の発行</p>	<p>10月～2月 次年度1次申請受付 随時 行政区活動に関する情報提供(かわら版)の発行</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・未実施の行政区に対し、事業の周知を図り、公平性を保ちながら、更なる事業推進を図ります。 ・更なる協働の推進を目指して、様々な地域活動の事例を行政区へ情報を提供します。 		

15	協働のまちづくり推進事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>第6次矢吹町まちづくり総合計画に掲げる「協働のまちづくり」の推進を図るため、「自助・共助・公助の考え方」のうち、共助における協働範囲を拡充するため、町民・職員の意識の醸成を図り、多元化に向けた体制づくりを行います。</p> <p>また、各分野で活躍するまちづくり団体等が連携し、更なる地域づくりが行えるようなサポートの強化を行います。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり団体登録制度の運用による官民による各種補助制度等の情報提供 ・広報、ホームページ等によるまちづくり団体の活動内容の周知 ・民間企業との協働のあり方の検討 	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり団体登録制度の運用による官民による各種補助制度等の情報提供 ・広報、ホームページ等によるまちづくり団体の活動内容の周知 ・民間企業との協働のあり方の検討 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区、まちづくり団体、事業者及び行政等の地域活動実施主体がそれぞれの特色を活かしながら、連携・協力する体制づくりに向けて取り組みます。 ・行政区、まちづくり団体による活動を町民に周知し、意識の醸成を行います。 		

16	行政区長会運営事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>行政区長相互の円滑な連絡調整、町民意思の行政への反映、行政・地域・町民との連絡調整を目的として組織する区長会の運営に関する事務を行い、区長会総会、研修会等の各種主催事業に対する支援と協働のまちづくりを推進します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>4月 行政区長スタートアップ会議</p> <p>// 区長会総会</p> <p>5月 役員会</p> <p>6月 役員会</p> <p>// 花の里やぶき桃源郷づくり ツツジロード肥料散布・草刈り</p> <p>7月 区長全体研修</p> <p>9月 行政区長意見交換会</p>	<p>10月 役員会</p> <p>11月 役員研修</p> <p>2月 役員会</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>協働のまちづくりを推進するため、地域の中心的な役割を担って活動を推進している区長会の組織強化を図ります。</p>		

17	まちづくり団体支援事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>「協働のまちづくり」の推進の基盤となる「まちづくり団体」等の活動を支援するため、財政的な支援を行い、組織の自立を推進します。</p> <p>また、新たな団体の立ち上げや既存団体による新規事業への支援について、きめ細やかなサポートを行い、協働によるまちづくりを推進します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	5月末 2次申請期限(1次申請期限2月末) 6月 団体ヒアリング(審査会) 随時 各団体の活動状況等の広報・ホームページ等への掲載	~2月末 次年度1次申請期間 3月 各団体の事業実施・収支決算の確認 随時 各団体の活動状況等の広報・ホームページ等への掲載	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	まちづくり団体の支援団体数が5団体以上になるように取り組みます。		

18	東京やぶき会運営事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>東京やぶき会は、首都圏在住の矢吹町出身者及び矢吹町に興味のある方による様々な情報の交換や親睦を目的として、昭和57年10月に設立しました。総会及び親睦会の開催、広報やぶき等の発送により、ふるさとの情報提供等の活動を行っています。</p> <p>近年は、会員の高齢化等により会員数が減少していることから、今後は会員数の増加につながるような会員相互の交流活動等を検討します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	4月 会員による親睦会 5月 総会 6月 目黒区民まつり出店説明会 8月 役員会 9月 目黒区民まつり出店 毎月 会報誌作成、広報誌送付 随時 会員勧誘	10月 役員会 11月 産品PR事業 2月 役員会 随時 会員勧誘	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の相互交流活動を支援します。 ・矢吹町のPR活動を行います。 ・会員数が70名以上になるようPR活動、勧誘を行います。(H30.3月末会員数 53名) 		

19	行政区サポーター事業	まちづくり推進課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>まちづくりの理念である「自助・共助・公助の考え方」のうち共助における協働範囲を拡充させるため、まちづくりの大きな担い手となる行政区の活動を町職員がサポートする体制を構築し、行政区と町がともにまちづくり事業を実践します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>4月 区長会総会にて制度説明 5月 制度に関する職員説明会 " 行政区長へのサポーター職員の周知 9月 行政区長意見交換会での意見聴取 毎月 サポーター職員による区長への定期的な連絡(相談の有無の確認) 随時 行政区サポート会議への参加</p>	<p>2月 アンケート調査の実施及び調査結果のとりまとめ 3月 制度試行の検証 毎月 サポーター職員による区長への定期的な連絡(相談の有無の確認) 随時 行政区サポート会議への参加</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	行政区サポーター制度の区長及び職員等の理解度を向上させるよう取り組みます。		

20	行政情報の積極的な発信	まちづくり推進課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>第6次矢吹町まちづくり総合計画(基本構想)に示されている「情報共有・情報発信のまちづくり」に基づく情報発信を行います。特に「協働のまちづくり」を町民に対して強く発信していくため、ホームページ・広報等にて、まちづくりの取り組みやイベントを周知し、情報共有を図り、町民の町政への関心を高めます。 また、まちづくり推進課で行っている各種事業や補助金等をホームページ・広報等でPRし、町民の方が有効活用できるよう周知を図ります。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>随時 ・課の定例的な情報の周知 ・まちづくり関係の情報発信 ・まちづくり推進課の各種事業の特集記事や補助金等の情報発信</p>	<p>随時 ・課の定例的な情報の周知 ・まちづくり関係の情報発信 ・まちづくり推進課の各種事業の特集記事や補助金等の情報発信</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	町民に必要とされる、まちづくり関係情報や各種事業、補助金等の積極的な情報発信を行います。		

21	事務処理のマニュアル化の推進	まちづくり推進課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>事務事業の効率的かつ確実な執行を図るため、マニュアル化の必要な事業を選定し、「事務処理マニュアル」を作成します。</p> <p>また、別途チェックリストを作成し、確認漏れ、審査等の判断を明確にすることで、住民サービスの低下、誤判断、業務の停滞等を防止します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル化業務の選定 ・マニュアルの見直し及び改善 ・総合窓口課との協議 	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル化業務の選定 ・マニュアルの見直し及び改善 ・総合窓口課との協議 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>チェックミスの防止及び事務処理の共有化や効率化を図り、住民サービスの向上、迅速化等を行うことで信頼される役場の実現を目指します。</p>		

22	内部管理経費の節減	まちづくり推進課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>事務事業を効率的に推進するため、事務経費を含めた事業費等の歳出削減を図ります。</p> <p>平成30年度中に策定予定の「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出抑制策を盛り込むことにより、光熱水費等の内部管理経費の節減を推進します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費の有効活用 ・電機機器等の節電行動の実施 ・印刷用紙の裏紙活用 <p>4月～9月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定に向けた本体会及び委員会の開催による光熱水費等の節減策の協議 	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費の有効活用 ・電機機器等の節電行動の実施 ・印刷用紙の裏紙活用 <p>10月～1月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）素案の作成 ・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定、公表 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>事務事業を効率的に推進することにより、内部管理経費の節減を図ります。</p>		

23	公共施設の長寿命化・統廃合の推進	まちづくり推進課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>地区集会所施設及び消防団詰所等について、公共施設の管理運営調書を基に、適切な維持管理、更新を実施します。</p> <p>また、施設の利用、運用状況に応じ、地域住民の同意を得ながら、施設の統廃合について調査、検討を行います。</p> <p>地区集会所施設 34施設 消防団詰所等 28施設</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>4月～7月 集会所施設に関する長寿命化計画のための事前準備</p> <p>8月 集会所施設に関する長寿命化計画業務委託締結</p> <p>随時 集会所施設の簡易修繕</p>	<p>3月 集会所施設に関する長寿命化計画の策定</p> <p>随時 集会所施設の簡易修繕</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>・集会所施設に関する長寿命化計画を策定し、既存施設の長寿命化のための方針を決定します。</p>		

24	事務事業の民間委託の推進	まちづくり推進課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>指定管理者制度を活用した地区集会所施設について、行政区と相互理解を深めながら効率的、効果的に管理運営を行います。</p> <p>また、民間委託できるものは民間に委ねることを基本とした「民間委託に関する基本方針」に基づき、事務事業の委託化を推進し、検証を行い、新たな委託化の可能性について調査・検討を行います。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>4月 指定管理協定内容の再確認</p> <p>4月～9月 適正な維持管理、指定管理者との協議</p>	<p>10月～3月 適正な維持管理、指定管理者との協議</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>内容の充実、拡大の必要性の有無等を検証し、新たな委託化の可能性について調査・検討を行います。</p>		

25	時間外勤務命令の抑制		まちづくり推進課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>事務事業の年間スケジュールを管理することにより、時期を分散できる業務については作業時期の調整を行い、一時期の業務集中による時間外勤務の抑制を図ります。</p> <p>係毎に超過勤務の実態を検証し、状況に応じて係内での調整や事務分掌の再調整を行い、課員の業務平準化を図ります。</p>			
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)			
	前 期	後 期		
	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課内会議や係内会議でのスケジュール確認と調整 ・ 計画的、効率的な事務事業の実施 ・ ノー残業デーの確実な実施 	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上半期の状況検証 ・ 課内会議や係内会議でのスケジュール確認と調整 ・ 計画的、効率的な事務事業の実施 ・ ノー残業デーの確実な実施 		
目標管理	成果目標・数値目標等			
	<p>計画的、効率的な事務事業の実施により、時間外勤務の抑制を図ります。</p>			